

部長及び参事官

殿

所 属 長

地 域 発 第 6 7 号

平成28年 3 月15日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：平成31年 2 月12日地域発第48号改正）

（沿革：令和 2 年 3 月13日備二発第50号改正）

雑踏警備実施要綱の制定について（通達甲）

雑踏事故の防止に関し「雑踏警備実施要綱の制定について（例規）」（平成19年 7 月 5 日地域発第447号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、雑踏事故の防止に関し別添のとおり「雑踏警備実施要綱」を定め、平成28年 4 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされた
い。

別添

雑踏警備実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、雑踏事故の絶無を期すため、雑踏警備に必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 雑踏警備に関する基本的な考え方

雑踏警備に係る行事等の主催者及び警察の責務は、一般的にそれぞれ次のとおりである。

1 主催者の責務

主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲について、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る必要がある。

2 警察の責務

警察は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定められた責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、事前に実査等の必要な措置をとった上、雑踏警備実施計画を作成し、主催者等と連携して必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図るものとする。

第3 雑踏警備体制の確立

1 雑踏警備実施指導官等の指定

(1) 雑踏警備実施指導官

警備第二課長は、警備第二課の警部以上の階級にある警察官の中から雑踏警備実施指導官を指定するものとする。

(2) 雑踏警備実施主任者

署長は、署の警備課長（警備官を置く署にあっては、警備官）の職にある者を雑踏警備実施主任者に指定するものとする。

2 雑踏警備実施指導官等の任務

(1) 雑踏警備実施指導官の任務

雑踏警備実施指導官は、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

(ア) 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

(イ) (ア)の分析結果を踏まえた署に対する指導

(ウ) 自治体等関係機関に対する(ア)の分析結果の提供、当該分析結果を

踏まえた指導等

(エ) 主催者への指導等

イ 雑踏警備実施に関する署への指導等

雑踏警備を行う署に対して、実施計画の策定、部隊員の配置運用及び主催者等への事前指導に関する指導等を行う。

ウ 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

(2) 雑踏警備実施主任者の任務

雑踏警備実施主任者は、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

(ア) 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

(イ) 行事等が行われることが予想される施設管理者等との連携

(ウ) 署員に対する平素の指導、開催予定行事等に関する指導等

イ 雑踏警備実施計画の企画及び立案並びに雑踏警備実施指導官との協議及び調整

ウ 実地調査の実施

エ 行事等の主催者及び警備業者への指導及び調整

オ 部隊員に対する指導及び教養

第4 雑踏警備に係る事前の措置

署長は、雑踏警備実施主任者等に次の事前措置をとらせるものとする。

1 主催者等に対する事前指導等

行事の主催者等に対して、次の事項について必要な指導を行うこと。

(1) 会場等の安全許容人数を把握の上、う回路、避難場所及び立入り、停滞等の禁止区域の設定、警備員の配置、広報手段等雑踏事故を防止し得る警備計画を作成すること。

(2) 十分な人数の警備員を配置して動線の安全を確立すること。特に、参集者が過密となった場合に、う回路の誘導體制及び分断規制による警備体制が確立できるよう十分な警備員を配置すること。

(3) 当日の警備員の配置状況並びに誘導及び規制に必要な資機材の活用状況について、計画どおり実施されているかを確認すること。また、天候の変化等の事情により計画を変更する場合には、変更後の計画は雑踏事故を防止し得るものとし、変更計画のとおり実施されているかを確認すること。

(4) 当日においては、警備員を運用して参集者の動向及び雑踏密度を的確に把握した上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止すること。参集者が過密となった場合は、警備員に

参集者の分断、進入規制、う回等の適切な措置をとらせ、参集者の圧力を緩和させて雑踏事故の発生を未然に防止すること。

2 実地調査の実施

実地調査に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

- (1) 雑踏警備は、機会ごとに条件及び事情に変化が生じていることを前提とし、その都度、実地調査を行うこと。
- (2) 実地調査に当たっては、次に掲げる事項を中心に綿密に調査を行い、事件、事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。
 - ア 現場及び付近の地形・地物並びに現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況
 - イ 建物又は施設の構造及び周辺の状況。特に収容能力、非常口、待避路及び避難場所
 - ウ 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点
- (3) 実地調査は、主催者と合同で行うように努め、主催者の安全措置及び警備措置を点検し、主催者に対して不備な点を是正するよう指導すること。

3 関係機関との協力体制の確保

主催者と連携の上、消防機関、輸送機関その他関係機関との協力体制を確保すること。

4 雑踏警備実施計画の作成

行事の内容、性格、規模等を勘案して、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、次の事項に留意して実施計画を策定すること。

- (1) 実施計画は、実地調査等の結果を踏まえ、部隊の配置、指揮命令系統、主催者等との連絡体制、装備資機材の配置、突発事案発生時の措置要領等について、周到かつ適切なものとする。
- (2) 実施計画の策定に当たっては、行事の内容、人出予想、地形・地物、交通の状況、主催者の警備体制、予想される突発事案等を総合的に判断し、かつ、過去の教訓等を十分活用すること。
- (3) 著しい雑踏が予想される場所又は人の転倒しやすい場所等雑踏による事故発生の危険性が高い場所に部隊を重点配置すること。また、部隊員個々に具体的任務を付与し、現場の状況に応じて弾力的に配備するなど警備体制を強化すること。

5 交通規制の実施

雑踏事故の発生が予想されるときは、予想される人出、車両等に応じて、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制(署長規制等)及び管理者の管理権に基づく禁止・制限等を実施し、合理的な整理、誘導対

策を立て、これを事前に広報して県民に周知徹底すること。

6 広報活動の実施

特に、危険な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、会場及びその周辺における広報活動を主催者と協力して実施し、不穏な群集心理の発現を未然に防止するとともに、事故防止上の注意を促すこと。

第5 雑踏事故発生時等の措置

署長は、雑踏警備に伴う危険な事態が予想される場合又はその事態が発生した場合には、速やかに次の措置をとるものとする。

- 1 雑踏警備に際しては、主催者と連携して常時かつ組織的に参集者の動向や雑踏密度を把握し、危険な事態が発生した場合に直ちに必要な措置をとることができるようにしておくこと。
- 2 参集者が過密となるなど雑踏に伴う危険が具体的に予想される状態になった場合は、部隊を指揮して、参集者の分断、誘導、進入禁止等の措置をとり、雑踏事故の発生を防止すること。また、秩序を乱す者については、主催者に必要な措置をとらせるほか、事態に応じ、指導、警告、制止等を行うなど事故防止の措置をとること。
- 3 具体的に危険な事態が発生した場合は、的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、次の事項に留意して事態の早期収拾に当たること。
 - (1) 部隊運用に際して、直ちに警察力を集中させ、迅速かつ適切な現場措置をとること。
 - (2) 広報に際しては、混乱の制止と人心の安定を図るため、主催者と連携して、速やかに状況を周知し、事故の拡大防止に対する協力を得るよう努めること。

第6 署長等の幹部の心構え等

- 1 署長等の幹部は、主催者に対する指導内容及び実地調査の結果を把握した上、警備要点を見極め、実施計画に反映させるとともに、当日は、警備本部において、組織的に情報を集約して一元的な指揮をとり、部隊を的確に運用することによって雑踏事故の未然防止に当たるものとする。
- 2 部隊員に対しては、個々の任務を具体的に指示するとともに、群集心理の特性、受傷事故の防止等に関する教養を行い、活動要領及び関係法令の周知を図るものとする。

第7 風評等により突発的に生じる滞留・混乱事案への対応

雑踏事故については、特定の行事等ではなく偶発的又は意図的な風評等により、予想外の形態や場所で突発的に群衆の滞留や混乱が生じることで発生する場合もあることから、次の事項にも留意するものとする。

1 事案の防止に向けた対応

特に多数の歩行者等が滞留し混雑することが常態となっている箇所については、この種の事案の発生を想定し、必要と認められる場合には、付近の商店主等の関係者や自治体等に対し、次の事項について働き掛けを行うこと。

(1) 事案発生の懸念が生じた場合の措置

ア 警察への速やかな通報の実施

イ 拡声器等の放送設備を利用した管理者等による群衆への正確な情報提供、注意喚起

ウ 放送設備を利用した警察による広報への協力

(2) 要所における拡声器等の放送設備及びカメラの設置

2 事案発生時における対応

(1) 通信指令課等における的確な対応

突発的な滞留・混乱事案の場合は、近接した場所から、短時間に集中して110番通報等が行われることが予想される。こうした場合においては、群衆の滞留・混乱等の特異な状況が生じている可能性があることを念頭に置き、通報内容に応じ、地域、刑事、交通、警備等関係部門との連携に留意しつつ、状況の把握、態勢の確保、消防への通報その他安全確保のための措置の実施について、直ちに必要な指令を行うこと。

(2) 体制の確保

事案の把握のため、現場周辺の交番勤務員、パトカー等を直ちに現場へ派遣し、必要な体制及び装備資機材を確保するとともに、的確な任務付与を行い、現場の状況に応じた必要な措置をとること。

3 交通規制の実施

事案の状況を踏まえ、安全を確保する上で必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を速やかに行うこと。

第8 報告

署長は、雑踏警備の実施計画にあつては雑踏警備を実施する日の15日前までに、雑踏警備の実施結果にあつては別記様式の雑踏警備実施結果報告書により雑踏警備終了後速やかに、警備第二課を経由して本部長に報告するものとする。

(別記様式省略)